

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第五号

昭和十四年八月鳥取縣令第二十一号農地ノ交換ニ伴フ登録稅免除ノ証明ニ關スル施行規則は、廢止する。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

## 告示

### ◇鳥取縣告示第七十五号

昭和二十三年七月厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定により食品衛生監視員の証を次のよう  
に交付した。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

昭和二十六年二月二十三日  
第二千八百八十六号

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣副知事 鈴木 武

勤務場所 職名 氏名 番号 交付年月日

鳥取縣 鳥取縣技術 須山 秀子 五五 昭和二十六年  
根雨保健所 吏員技師 一月十六日交付

鳥取縣 鳥取縣 三村 治子 五六 "

米子保健所 " 吉畑 尙之 五七 "二月一日"

### ◇鳥取縣告示第七十六号

健康保險法(大正十一年四月法律第七十号)船員保險法  
(昭和十四年四月法律第七十三号)に基く保險医を次の  
ように指定した。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

診療科名

名 称 所 在 地

保険医氏名

指 定 年 月 日

内、小科 田原医院 日野郡溝口町大字溝口二六〇  
 全科 西郷村診療所 東伯郡西郷村大字下余戸一二六ノ一  
 内婦人科 中浜 西伯郡中浜村大字新尾六  
 歯科 田中歯科医院 鳥取市吉方五〇九

田原 準一 昭和二十六年二月一日

松本裕太郎

相原 村子

田中喜美子

◇鳥取縣告示第七十七号

健康保險法(大正十一年四月法律第七十号)船員保險法(昭和十四年四月法律第七十三号)に基く保險医に次のよう  
な異動があつた。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

鈴

木

武

診療科名

名 称 所 在 地

異動事由

保險医氏名

異動年月日

齒科 高田齒科診療所 鳥取市東品治町 一五〇  
 鳥取市今町 一丁目一三〇

診療所々  
在地変更

清水恒久

昭和二十六年  
一月一日

◇鳥取縣告示第七十八号

鳥取縣木炭増産改良施設補助要綱の一部を次のように改  
正する。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

木

武

「鳥取縣木炭増産改良施設補助要綱」を「昭和二十五年  
 度鳥取縣木炭増産改良施設補助要綱」に改め三、の中  
 「前年度末日」を「昭和二十六年二月十五日」に改め但  
 書を削除する。

◇鳥取縣告示第七十九号

興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)第五條旅館  
 業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第七條、公衆浴  
 場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)第六條理容師法  
 (昭和二十二年法律第二百三十四号)第十三條の規定に  
 よる環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に交付し  
 た。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

木

武

職 名	氏 名	番 号	交 付 年 月 日
鳥取縣技術吏員	吉畑 尙之	33	昭和二十六年二月二十日
環境衛生監視員	三村 治子	34	"
鳥取縣事務吏員	吾郷 運明	35	"
環境衛生監視員	鳥取縣技術吏員	須山 房子	36
			"

◇鳥取縣告示第八十号

鳥取縣林業經營指導員資格認定要綱(昭和二十五年七月  
 鳥取縣告示第三百六十五号)に基く昭和二十五年第二  
 回鳥取縣林業經營指導員資格認定細則を次のように定め  
 る。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事

木

武

00221

昭和二十五年第二回鳥取縣林業經營指導員資格認定細則

(国が行う資格審査)

第一條 国が行うA級林業經營指導員の資格審査方法は、左の各号による。

- 一、期 日 昭和二十六年三月十八日及び十九日
- 二、場 所 岡山市
- 三、審査項目
  - (一) 筆記審査 林業一般について行うが特に經營に関する事項を重視する。
  - (二) 口頭試問 林業一般、社会常識
  - (三) 経歴審査 学歴、経歴

四、提出書類、願書受付期間及び提出先

イ、審査出願書別記様式(一)のもの二通

添付すべき書類

(一) 出願資格を証明する資料

- a 最終学校卒業証明書又は試験檢定合格証明書
- b 勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の場合は再度提出を求めることがある)

る。(但し、現に公務員又は地方公務員である者は不要)

(二) 受審票(寫眞貼付)

願書受付期間 昭和二十六年二月十九日から三月六日まで

提出先 鳥取縣農林部林務課經由林野庁

受審票の交付 受審資格者に対しB票を交付する

合格者の発表 昭和二十六年三月三十日

審査料 徴收しない

審査出願資格

林業に関する大学卒業業者。

卒業後林業の実務に二箇年以上従事した者。

林業に関する専門学校卒業業者。

卒業後林業の実務に五箇年以上従事した者。

甲種農林学校卒業業者。

卒業後林業の実務に九箇年以上従事しその内三箇年以上經營關係業務に従事した者(知事が行う資格審査)

00222

第二條 知事が行うB級、C級林業經營指導員の資格審査の方法は左の各号による。

「註」B級とC級の審査はその程度及び時間を区別して行う。

- 一、期 日 昭和二十六年三月二十四日
- 二、場 所 鳥取市
- 三、審査項目
  - ア 筆記審査 林業一般について行うが特に經營に関する事項を重視する
  - イ 口頭試問 林業一般、社会常識
  - ロ 経歴審査 学歴、経歴

四、提出書類、願書受付期間及び提出先

イ、審査出願書 別記様式(一)二通  
添付すべき書類

(一) 出願資格を証明する資料

- a 最終学校卒業証明書又は試験檢定合格証明書
- b 勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の場合は再提出を求めることがある)但し、現に公務員又は地方公務員である者は不要

(二) 受審票(寫眞貼付)

願書受付期間 昭和二十六年二月二十六日から三月十三日まで

提出先 鳥取縣農林部林務課

受審票の交付 受審資格者に対し(B)票を交付する

審査料 徴收しない

審査出願資格

区 分	B 級		C 級	
	卒業後林業の実務に従事した年数	上記年数中經營關係業務に従事した年数	卒業後林業の実務に従事した年数	上記年数中經營關係業務に従事した年数
林業に関する大学卒業業者	一	一	一	一
林業に関する専門学校卒業業者	三	一	一	一
甲種農林学校卒業業者	六	二	三	一
その他の者	右と同等以上の技能を有する者と知事が認めたる者	同上	同上	同上

八、審査の執行 委員会が委嘱する審査員が行う

九、合格者の答申 委員会を、審査員の意見を徴し合格者を選定して知事に答申する。

一〇、合格者の発表 昭和二十六年四月五日

附 則

この細則は、公布の日から施行する。



00225

裏面

切取線

1 ※受審期日  
(学科) 月 日 時から  
(口頭試問)

2 ※受審場所

3 注意事項  
鉛筆・消字筆・計算機等の持ち込みは本試験場へ持参せず。試験開始前、試験監督官より注意事項を説明する。試験中は携帯電話等の使用は禁止される。試験終了後、試験監督官より試験結果を説明する。

裏面

切取線

( ) 級林業経営指導員資格審査  
受審票 (A)

受審都道府県名

※受審番号

氏名 年 月 日生

※受付印

年 月 日生

氏名 年 月 日生

※受審番号

都道府県名

1 ※の所は記入しないで下さい。記入下さい。  
2 ( ) に受審を希望する級を記入下さい。

00226

◇鳥取縣告示第八十一号

狂犬病予防法(昭和二十五年八月法律第二百四十七号)第三條第二項の規定による「狂犬病予防員の証」を次の者に交付した。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

職名 氏名 番号 交付年月日

鳥取縣技術吏員 吉畑尚之 二二 昭和二十六年二月一日

◇鳥取縣告示第八十二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡上北條村農地委員会三号委員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

記

昭和二十六年二月二十四日から

二月二十八日まで

◇鳥取縣告示第八十三号

氣高郡東郷村本高耕地整理組合を氣高郡東郷村本高土地改良区へ組織変更することについて昭和二十六年二月二十一日認可した。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

◇鳥取縣告示第八十四号

左の土地はその公用を廃止する。

昭和二十六年二月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

記

一、東伯郡赤碕町大字赤碕字茶山二、〇四八番地先不認定

